

地域見守り情報



第248号

海産物の購入を強引に勧める電話に注意！ ～断つても商品が送り付けられてきた？！～

カニなどの海産物の購入を勧める電話があり、強引に契約をさせられてしまったり、断ったのに商品が届いたといった相談が寄せられています。

【相談事例】

- 海産物を取扱う事業者から勧誘の電話があり、断つたにもかかわらず何度も電話をかけてくる。つい先日は「何で購入しないのか」と激怒された。
- 突然知らない業者から電話でカニ等を勧められ、一旦は了承したが結局断った。申込書面が届いたが、どうしたらよいか。
- 海産物販売業者から電話があり、「閉店するので安値で売るから海産物を購入してほしい」と言われて応じたが、クーリング・オフしたい。
- 父宛に海産物が代引き配達で届き受け取った。父は注文した覚えがないと言っている。返金を求めることができるのなら対処したい。



アドバイス

- ・ 事業者からの電話勧誘で契約をしたときは、クーリング・オフができます。
- ・ 不要である場合には、きっぱり断りましょう。一方的に代引き配達で商品が届いたら受取を拒否しましょう。
- ・ 代金を支払い商品を受け取ってしまった場合でも、事業者に対し返金を求めることができますが、被害回復が難しい場合もあります。家族や周りの人に電話があったことを伝えておき、誤って代引き配達で商品を受け取ってしまうことがないように情報共有しておくことが大切です。

※困ったときはすぐに消費生活センターや市町村の消費生活相談窓口に相談してください。
消費者ホットライン「188(いやや)」番で最寄りの消費生活センター等につながります。